

(別紙 1)

平成 29 年度～平成 33 年度 社会福祉法人飛翔会 社会福祉充実計画

1. 基本的事項

法人名	社会福祉法人 飛翔会	法人番号	3012305000002					
法人代表者氏名	理事長 鈴木 雅人							
法人の主たる所在地	東京都町田市金森六丁目37番18号							
連絡先	みどりの森保育園 042-708-8161							
地域住民その他の関係者への意見聴取年月日	※地域公益事業実施予定なし							
公認会計士、税理士等の意見聴取年月日	平成29年6月8日							
評議員会の承認年月日	平成29年6月9日							
会計年度別の社会福祉充実残額の推移 (単位：千円)	残額総額 (平成28年度末現在)	1か年度目 (平成29年度末現在)	2か年度目 (平成30年度末現在)	3か年度目 (平成31年度末現在)	4か年度目 (平成32年度末現在)	5か年度目 (平成33年度末現在)	合計	社会福祉充実事業未充当額
	32,070	30,000	2,070	0	0	0		0
うち社会福祉充実事業費(単位：千円)		30,000	2,070	0	0	0		
本計画の対象期間	平成29年4月1日から平成33年3月31日							

2. 事業計画

実施時期	事業名	事業種別	既存・新規の別	事業概要	施設整備の有無	事業費
1か年度目	まちっこ保育園 新規開設事業	社会福祉	新規	新規事業所(定員96名)開設にあたり、施設整備・人材育成等を行う	有	3,000万円
						小計 3,000万円
2か年度目	まちっこ保育園 施設整備事業	社会福祉	既存	1か年度目に引き続き、施設整備・備品購入・人材育成等を行う	有	207万円
						小計 207万円
合計 3,207万円						

※ 欄が不足する場合は適宜追加すること。

### 3. 社会福祉充実残額の使途に関する検討結果

検討順	検討結果
① 社会福祉事業及び公益事業（小規模事業）	町田市 20 年新築型認可保育園まちっこ保育園設置
② 地域公益事業	
③ ①及び②以外の公益事業	上記事業を実施する結果、社会福祉充実財産は生じないため、実施はしない。

### 4. 資金計画

事業名	事業費内訳	1か年度目	2か年度目	3か年度目	4か年度目	5か年度目	合計	
まちっこ 保育園	計画の実施期間における事業費合計	3,000 万円	207 万円				3,207 万円	
	財源 構成	社会福祉充実 残額	3,000 万円	207 万円				3,207 万円
		補助金	0	0				0
		借入金	0	0				0
		事業収益	0	0				0
		その他	0	0				0

※ 本計画において複数の事業を行う場合は、2. 事業計画に記載する事業の種類ごとに「資金計画」を作成すること。

## 5. 事業の詳細

事業名	まちっこ保育園新規開設事業	
主な対象者	保育を必要とする乳幼児及び子育て中の保護者	
想定される対象者数	60～100名程度	
事業の実施地域	町田市南大谷1399-1・1400-1	
事業の実施時期	平成29年4月1日～平成31年3月31日	
事業内容	<p>町田市待機児童解消施策保育所整備に係る公募について検討、応募の結果当法人が選定されたため、新規事業所開設に当たり施設整備費用及び職員の確保・資質向上を図るための研修受講費等を負担する。</p> <p>平成30年4月1日開所予定 / 定員96名 / 月額賃料140万円(税別)</p> <p>※賃貸物件</p>	
事業の実施スケジュール	1か年度目	施設整備実施、職員雇い入れ、研修等の費用を負担する。
	2か年度目	備品購入、職員研修等の費用を負担する。
	3か年度目	—
	4か年度目	—
	5か年度目	—
事業費積算 (概算)	<p>敷金1千万円、調理室工事・設備購入800万円、登降園管理・防犯システム等300万円、事務所設備ソフトウェア等200万円、保育室設備260万円、保健衛生設備100万円、園庭設備遊具等400万円、職員雇い入れ・研修等100万円、防災用品47万円</p>	
	合計	32070千円(うち社会福祉充実残額充当額32070千円)
地域協議会等の意見とその反映状況	—	

※ 本計画において複数の事業を行う場合は、2. 事業計画に記載する事業の種類ごとに「事業の詳細」を作成すること。

## 6. 社会福祉充実残額の全額を活用しない又は計画の実施期間が5か年度を超える理由

非該当
-----

(別紙2 一様式例)

手 続 実 施 結 果 報 告 書

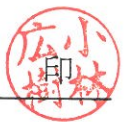
平成 29 年 6 月 8 日

社会福祉法人 飛翔会

理事長 鈴木 雅人 殿

---

小林会計事務所 小林 広樹



私は、社会福祉法人飛翔会（以下「法人」という。）からの依頼に基づき、「平成29年度～平成33年度社会福祉法人飛翔会社会福祉充実計画」（以下「社会福祉充実計画」という。）の承認申請に関連して、社会福祉法第55条の2第5項により、以下の手続を実施した。

## 1. 手続の目的

私は、「社会福祉充実計画」に関して、本報告書の利用者が手続実施結果を以下の目的で利用することを想定し、「実施した手続」に記載された手続を実施した。

- ① 「社会福祉充実計画」における社会福祉充実残額が「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」（以下「事務処理基準」という。）に照らして算出されているかどうかについて確かめること。
- ② 「社会福祉充実計画」における事業費が、「社会福祉充実計画」において整合しているかどうかについて確かめること。

## 2. 実施した手続

- ① 社会福祉充実残額算定シートにおける社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等に係る控除の有無の判定と事務処理基準を照合する。
- ② 社会福祉充実残額算定シートにおける社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等について事務処理基準に従って再計算を行う。

- ③ 社会福祉充実残額算定シートにおける再取得に必要な財産について事務処理基準に従って再計算を行う。
- ④ 社会福祉充実残額算定シートにおける必要な運転資金について事務処理基準に従って再計算を行う。
- ⑤ 社会福祉充実残額算定シートにおける社会福祉充実残額について、再計算を行った上で、社会福祉充実計画における社会福祉充実残額と突合する。
- ⑥ 社会福祉充実計画における1、2、4及び5に記載される事業費について再計算を行う。

### 3. 手続の実施結果

- ① 2の①について、社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等に係る控除対象財産判定と事務処理基準は一致した。
- ② 2の②について、社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等の再計算の結果と一致した。
- ③ 2の③について、再取得に必要な財産の再計算の結果と一致した。
- ④ 2の④について、必要な運転資金の再計算の結果と一致した。
- ⑤ 2の⑤について、社会福祉充実残額の再計算の結果と一致した。さらに、当該計算結果と社会福祉充実計画における社会福祉充実残額は一致した。
- ⑥ 2の⑥について、社会福祉充実計画における1、2、4及び5に記載される事業費について再計算の結果と一致した。

### 4. 業務の特質

上記手続は財務諸表に対する監査意見又はレビューの結論の報告を目的とした一般に公正妥当と認められる監査の基準又はレビューの基準に準拠するものではない。したがって、私は社会福祉充実計画の記載事項について、手続実施結果から導かれる結論の報告も、また、保証の提供もしない。

### 5. 配付及び利用制限

本報告書は法人の社会福祉充実計画の承認申請に関連して作成されたものであり、他のいかなる目的にも使用してはならず、法人及びその他の実施結果の利用者以外に配付又は利用されるべきものではない。

(注) 公認会計士又は監査法人が業務を実施する場合には、日本公認会計士協会監査・保証実務委員会専門業務実務指針4400「合意された手続業務に関する実務指針」を参考として、表題を「合意された手続実施結果報告書」とするほか、本様式例の実施者の肩書、表現・見出し等について、同実務指針の文例を参照して、適宜改変することができる。

以 上